参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の 提出を求める公示

令和2年2月14日 近畿地方整備局長 井上 智夫

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、近畿地方整備局の職員が公務を行うにあたりタクシーを利用するため必要なタクシー券の供給を受けるものである。従前から当局との間で契約締結に必要とする条件を満たすと認められる者(以下、「特定法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、特定法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、その全ての者との契約手続きに移行する。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、 特定法人等との契約手続きに移行する。

2. 業務概要

- (1)業務名 一般旅客自動車乗車券発給業務
- (2)業務内容及び目的

本業務は、近畿地方整備局の職員が公務を行うにあたりタクシーを利用するため必要なタクシー券の供給を受けることにより、当局の業務の円滑な推進を図ることを目的とする。

(3) 履行期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日

3. 応募要件

- (1) 基本的要件
 - ①予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第7 1条の規定に該当しない者であること。
 - ②参加意思確認書の提出期限から契約日において近畿地方整備局から指 名停止を受けている期間中でないこと。
 - ③警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
 - ④会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者(「競争参加者の資格に関する公示」(平成30年11月26日付け衆議院庶務部会計課長、国立国会図書館総務部会計課長、最高裁判所事務総局経理局長、会計検査院事務総長官房会計課長、内閣府大臣官房会計課長、復興庁会計担当参事官、総務省大臣官房会計課長、財務官房会計課長、法務省大臣官房会計課長、外務省大臣官房会計課長、財務官房会計課長、文部科学省大臣官房会計課長、厚生労働省大臣官房会計課長、東衛省大臣官房会計課長、環境省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房会計課長、環境省大臣官房会計課長。以下、「平成30年11月26日付け公示」という。)に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。)でないこと。
- (2) 契約締結に必要とする条件
 - ①事務取扱手数料並びに乗車券発行手数料を要しないこと。

- ②乗車券に関しては、47都道府県でのタクシーの乗車が可能であること。
- ③使用料金を請求する際には、使用済みタクシー乗車券及び請求金額の内訳として、使用済みタクシー乗車券の番号毎の利用明細書が提出できること。

4. 手続等

(1)担当部局

〒 5 4 0 - 8 5 8 6 大阪府大阪市中央区大手前 1 - 5 - 4 4 大阪合同庁舎第 1 号館

国土交通省 近畿地方整備局 総務部 契約課 購買第一係

電 話:06-6942-1141 FAX:06-6943-7834

- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
 - 1) 交付期間

令和2年2月14日(金)から令和2年3月5日(木)までの行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く毎日10時00分から16時00分まで。

- 2) 申し込み及び交付場所
 - 4. (1) に同じ。
- 3) 交付方法

書面により交付を行う。なお、郵送(着払)による交付を希望する場合は交付場所に問い合わせること。

- (3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法
 - 1)提出期限

令和2年3月5日(木) 16時00分

- 2)提出場所
 - 4. (1) に同じ
- 3)提出方法

持参、または郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)すること。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1) に同じ。
- (3) 本業務は令和2年4月1日から履行を開始するものとする。

本業務にかかる見積開始前の見積徴取時は、契約相手方の決定を保留としたうえで、契約の予定者を決定するものであり、契約相手方の決定及 び契約締結は令和2年4月1日とする。

なお、本業務は、令和2年度予算が成立し、支出負担行為計画示達がなされることを条件とした見積徴取であり、当該業務にかかる令和2年度の予算が成立し、支出負担行為計画示達日が令和2年4月2日以降となった場合は、契約決定及び契約締結は支出負担行為計画示達日とする。また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは、本予算成立までの間については、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とし、本予算成立後に全額の契約とする。

(4) 詳細は説明書による。